

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 生物多様性保全等のための基盤的事業費	1,3,4,5	142	(5) —	—	—	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—
(2) 生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費(昭和48年度)	2,4	143	(6) —	—	—	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(18) —	—	—
(3) ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費(平成19年度)	4,5	144	(7) —	—	—	(11) —	—	—	(15) —	—	—	(19) —	—	—
(4) 國際分担金等経費(昭和54年度)(関連:28-㉗、28-㉘)	4	145	(8) —	—	—	(12) —	—	—	(16) —	—	—	(20) —	—	—

(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
目標達成度 合意の 測定結果 (判断根拠)	<p>＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞</p> <ul style="list-style-type: none">・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を2021年1月に公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標を達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、令和4年12月には生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。・上記を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。今後は同戦略に基づき取組を進めていくこととしている。・同戦略の効果的な点検・評価ならびに国別報告書の作成・提出に向けて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を開始した。 <p>・植生図の整備図面数は、令和5年度末時点で、国土の100%の整備が完了した。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。</p> <p>＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞</p> <ul style="list-style-type: none">・内閣府世論調査によれば、平成26年度における「生物多様性」の言葉の認知度は46%であったが、令和4年度には73%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は84%まで高まり、また90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議」(事務局:環境省)において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。・企業の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン(第三版)」を改訂・公表し、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)をはじめとする国際イニシアティブの最新動向を整理し発信。・また、情報開示に活用可能なツールの実践等を通じ、企業の情報開示の支援・促進を目的とした「ツール触ってみようの会」を実施した(TNFDフォーラム(ステークホルダー組織)への参加団体数は100団体(令和4年度末)から200団体超(令和5年度末)まで増加)。・環境省で設置したネイチャーポジティブ経済研究会において、ネイチャーポジティブ経済への移行による国内の影響を評価、議論し、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した。 <p>＜国際的枠組への参加等＞</p> <p>以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none">・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を通じて専門家・関係省庁等に共有するとともに、第10回総会結果報告会やシンポジウム等を通じて一般市民にも共有した。・昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた科学技術補助機関会合(SBSTTA)等に参加するとともに、当該新枠組及びその実施に係るレビュー・カニズム等に関する交渉を行った。・国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築した結果、R6年3月現在、IPSIへの参加団体数が77ヶ国・地域の314団体に増加した。

評価結果	<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2012-2020についての総合的な点検結果や昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏ました生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、全ての都道府県で生物多様性地域戦略が策定されるなど、施策の方向性は妥当であると考えている。 ・一方で、生物多様性国家戦略2023-2030において今後取り組むべき新たな国別目標が成立したため、引き続き定期的な点検・評価を行い進捗状況を把握する必要がある。また、生物多様性地域戦略については、小規模自治体においてはまだ策定が進んでおらず、生物多様性国家戦略2023-2030を踏ました地域戦略の改定も推進する必要があることから、引き続き専門家派遣等の支援を行っていく必要がある。 <p><生物多様性に関する各界各層への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性」の認識状況は令和元年度の測定結果から上昇基調にあり、マルチステークホルダープラットフォームを活用した普及啓発もこれに寄与していると考えられるが、目標値には未達であるため、様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、ネイチャーポジティブ実現のための取組を継続して進めていく必要がある。 ・ネイチャーポジティブ経済移行戦略(令和6年3月策定)及び生物多様性民間参画ガイドライン(令和5年4月第3版発行)に基づき、関係省庁間での緊密な連携の下、施策を強力に推進し、ネイチャーポジティブ経済への移行を着実に進める必要がある。 <p><国際的枠組への参加等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約関連会合において、その進捗を測る指標の議論において、日本が重視している、30by30等の測定方法が明確化されるなど施策の方向性は妥当である。 ・生物多様性の保全に関する国際議論や、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等について、国内外の関心が高まるとともに他分野との連携を求められており、引き続き積極的に参加する必要がある。 ・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。 ・引き続き国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築していく必要がある。 		
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、これを踏ました生物多様性国家戦略2023-2030が策定されており、各種施策の取組を改善し新たな世界目標及び国別目標を達成するために各種施策に必要な情報の収集・整備・提供することは今後も取り組む意義のあるものである。 ・そのため、生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まして、特に地域における生物多様性地域戦略の策定支援の継続や自然を活用した活用策(NbS)の地域実装等にかかる情報収集や施策の推進を実施する必要がある。 <p><生物多様性に関する各界各層への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を受け、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030を踏まして、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。 <p><国際的枠組への参加等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の損失は人類史上例を見ない速度で進んでおり、これを食い止め反転させていくためには、世界全体での取組を行っていくことが必要不可欠である。世界的に効果的な取組を進めていくためにも国際的な議論は重要であり、今後もこの施策を継続していく意義がある。 ・2022年12月に採択された、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の実行に向けては、我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まして、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏ました適切な国際ルールの策定を求めていく。 ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に引き続き貢献する。 ・国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築する。 <p>【測定指標】</p> <p><生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合></p> <p>「生物多様性国家戦略2023-2030行動計画」において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」を指標としているため、測定指標も現状のものから変更しない。引き続き、現状の高い割合(90%)の維持に努める。</p> <p><全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)></p> <p>生物多様性保全のための政策の策定に必要な基盤情報である縮尺1/2.5万の植生図の整備がR5年度に完了し、R7年度から5年間で、速報性を重視した衛星植生図の整備を進める計画であり、その整備割合を新たな測定指標とすることが妥当であると考えられる。</p> <p><生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合></p> <p>生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に根ざした様々な取組・努力に支えられていることから、自治体の主体的な取組状況を測る本指標を継続することが妥当であると考え、2030年度の30%の達成に向け、引き続き技術的な支援を行う。</p> <p><生物多様性保全に係る国際的取組の状況></p> <p>「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、COP17,19に向けて作成することとなっている国別報告書なども踏まして、日本としての世界目標への貢献度を総合的に評価することが望ましい。</p> <p><生物多様性保全に係る国内施策の基盤構築の強化></p> <p>「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」に変更する。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、「ヘッドライン指標」が設定されたことや、COP17及びCOP19における「グローバルレビュー」が実施されることなどから、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まっており、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まして、効果的・効率的に点検・評価を実施する必要があり、達成すべき目標を踏ましたより適切な指標設定と考えられるため。</p> <p><生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合></p> <p>生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、「生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合」を指標とし、2030年度までに60%にすることを目標として設定しているため、新たに指標として追加する。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2023-2030の内容や指標の検討に当たり部会・小委員会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。 ・生物多様性地域戦略の技術的な支援を行うにあたり、有識者の知見を活用した助言を行った。 	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、国際、国内、地域、様々な主体といったあらゆる階層における生物多様性保全に向けた取組を総合的に推進した。また、これらの取組による効果を点検・評価するために、基盤情報となる植生図の整備や我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を開始した。これらにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2023-2030では、重視する要素として生物多様性と気候危機の同時解決を掲げており、このことを踏ました生物多様性地域戦略策定への技術的支援や自然を活用した解決策(NbS)の地域実装を推進しており、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。また、2024年に策定したネイチャーポジティブ経済移行戦略においては、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を含む企業のパリューチェーンにおけるネイチャーポジティブに向けた取組を促進しており、目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献している。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			

施策名	目標 5-2 自然環境の保全・再生								担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課																																			
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。								政策評価実施予定時期																																				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進する。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・国立公園の保護と利用の好循環を図るとともに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 								政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進																																			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)																																												
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="8">年度ごとの目標値</th> </tr> <tr> <th colspan="8">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>30</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>26</td><td>27</td><td>27</td><td>27</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度ごとの目標値								年度ごとの実績値								R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		—	—	—	—	—	30	—		26	27	27	27	—	—	—		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
年度ごとの目標値																																													
年度ごとの実績値																																													
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																																							
—	—	—	—	—	30	—																																							
26	27	27	27	—	—	—																																							
1 自然再生協議会の数	26 R2年度	30 R7年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>30</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>26</td><td>27</td><td>27</td><td>27</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		—	—	—	—	—	30	—		26	27	27	27	—	—	—		生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。																	
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																																							
—	—	—	—	—	30	—																																							
26	27	27	27	—	—	—																																							
2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	- -	100% 毎年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7地区 100%</td><td>6地区 100%</td><td>11地区 100%</td><td>10地区 100%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>5地区 (71%)</td><td>6地区 (100%)</td><td>11地区 (100%)</td><td>10地区 100%</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		7地区 100%	6地区 100%	11地区 100%	10地区 100%	—	—	—		5地区 (71%)	6地区 (100%)	11地区 (100%)	10地区 100%	—	—	—		国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとする。	○																
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																																							
7地区 100%	6地区 100%	11地区 100%	10地区 100%	—	—	—																																							
5地区 (71%)	6地区 (100%)	11地区 (100%)	10地区 100%	—	—	—																																							
3 自然再生事業実施計画の策定数	48 R2年度	54 R7年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>54</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>48</td><td>49</td><td>50</td><td>54</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度		—	—	—	—	—	54	—		48	49	50	54	—	—	—		生物多様性国家戦略2023-2030において、「自然再生の推進」を掲げており、その数値目標として用いていた指標及びその後の状況を踏まえて設定しているため。																	
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																																							
—	—	—	—	—	54	—																																							
48	49	50	54	—	—	—																																							
測定指標	目標 目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成																																										
4 生物多様性の保全に係る各種取組の状況	生物多様性の保全のための必要な取組の推進	里地里山等の地域の特性に応じた保全を図るとともに、過去に損なわれた自然の再生、生物多様性保全の先進的・効果的な取組の支援を行うなど、生物多様性の保全のための必要な取組を推進することにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。																																											
5 保護区の管理状況	保護区の適切な保護・管理	原生自然環境保全地域や国内の世界遺産登録地、国立・国定公園地域において、適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進に資するため。	—																																										

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 国立公園等管理等事業費(令和5年度)	2.5	146	(5) OECMを活用した健全な生態系回復及び連結促進事業(令和5年度)	1, 3, 4	150	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 自然環境保全地域等保全対策事業(平成22年度)	5	147	(6) 放射線による自然生態系への影響調査費(平成28年度)	4	151	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 世界遺産等保全対策費(平成4年度)	5	148	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) サンゴ礁生態系保全対策推進費(平成30年度)	4.5	149	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

目標達成度 合意の 測定結果	(判断根拠)	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		<p><里地里山> ・令和3年度からの新規事業として生物多様性保全推進支援事業(里山未来拠点形成支援事業)を開始し、里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に資する13地域の取組支援を通じて、地域における人々の暮らしや働き方の変化を踏まえた新たな観点での保全を図った。</p> <p><世界自然遺産> ・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。 ・令和3年7月に世界自然遺産に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、登録の際、世界遺産委員会から観光管理の徹底を要請されており、国際自然保護連合(IUCN)による要請事項のうち、特に、観光管理の仕組みの構築に関して観光管理施設等の設置やモニタリング体制の構築、観光管理計画の実施について、引き続き対応が求められている。このため、各地域における適切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整えるべく世界遺産センターの整備等を進めており、令和4年7月に奄美大島に奄美大島世界遺産センターを設置・開所した。令和5年度は徳之島世界遺産センターの設置に向けた工事等の作業を進めた。</p> <p><自然再生> ・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、新たに実施計画は4件策定された。令和5年度末現在、全国で自然再生協議会が計27箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が54件策定されている。</p> <p><地域支援> ・令和5年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は16団体、地域連携保全活動支援センターを設置した地域は22地域。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等については、令和5年度は44件に対し経費の一部を交付し、希少種保全等の保全活動等の展開に繋がった(里山未来拠点形成支援事業を除く)。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和5年度については、10地区の見直しを計画し、改正自然公園法に基づいた国立公園の自然体験活動計画の追加を含む10地区的見直し等を行い、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、適切な保護管理を行うための国立・国定公園の区域及び公園計画の見直しを着実に実施した。 ・自然環境保全法に基づき指定した、小笠原方面の沖合海底自然環境保全地域(4地域、計22.7万km²)の一部について、科学的・実効的な管理を行うことを目的とした自然環境調査を行い、科学的な知見の蓄積を進めた。</p>	

評価結果	<p><里地里山> 各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援しており、地域の特性に応じて二次自然を保全・維持管理をするという目標から妥当なものと考えている。一方で、生物多様性増進活動促進法の成立など、生物多様性保全に係るニーズの変化に伴い、引き続き支援内容の検討を継続する必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められ、目標設定に対して施策の方向性は妥当であった。令和3年7月に新規登録された奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、登録時に受けた勧告に対し、令和4年12月に保全状況報告を提出し、適切に対応した。引き続き、世界遺産地域管理計画に基づき、世界遺産地域の科学委員会及び地域連絡会議を継続的に運営するとともに、長期的なモニタリング調査等を実施し、地域関係者と合意形成を図りながら最新の科学的見に基づく順応的保全管理に努め、世界自然遺産の顕著な普遍的価値を維持する。また、IUCNから指摘されている保全管理の推進や普及啓発等を担う施設の整備を行うほか、老朽化した施設の更新、役目を終えた施設の撤去等を実施し、自然遺産の適正な管理に努める。</p> <p><自然再生> 新たな自然再生事業実施計画が策定され、地域の多様な主体による自然再生という目標への取組が進むなど、施策の方向性は妥当なものと考えており、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置箇所数及び自然再生事業実施計画数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援実績は着実に増加しており、先進的・効果的な取組を支援し、保全活動の推進に繋げるという目標に向け、施策の方向性は妥当であると考えている。一方で、生物多様性増進活動促進法の成立など、生物多様性保全に係るニーズの変化に伴い、引き続き支援内容の検討を継続する必要がある。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されており、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行うという目標を踏まえ、施策の方向性は妥当であると考えている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。 ・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度である沖合海底自然環境保全地域を指定した。一方、適切な保護管理を実施するため、精度の高い科学的情報の蓄積が求められていることから、同地域の継続的な調査を実施する必要がある。</p>		
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p><里地里山> 里地里山などの生態系について地域の特性に応じた保全・維持管理の取組を進める目標は、今後も取り組む意義があるのであり、各地域が里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に取り組む際に活用できるツールとして、地域の活動を支援を進めるとともに、自然共生サイト認定に繋がるように進める。</p> <p><世界自然遺産> 世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全することは世界遺産条約締約国の義務であるため、引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、順応的な保全管理を推進する。</p> <p><自然再生> 過去に損なわれた自然について自然環境の保全・再生を推進する目標は、今後も取り組む意義があるのであり、引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。</p> <p><地域支援> 生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで今後の保全活動の推進に繋げるという目標は取り組む意義のあるものであるため、引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、地域の取組をより効果的に支援できるよう、一層の拡充を図る。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、引き続き、国立・国定公園における自然環境等の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。 ・引き続き、沖合海底自然環境保全地域について、適切な保護管理を実施するため、継続的にモニタリングを実施し、精度の高い科学的情報の蓄積を図る。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・国立・国定公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。 	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】 自然再生事業は過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的としており、地域の多様な主体の参加により、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境を保全・再生、創出、又は維持管理することを求めている。自然再生事業を推進していくことで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 国立・国定公園においては、自然的・社会的状況の変化を踏まえた定期的な公園計画の見直しを行い、それに基づく自然再生、利用調整、外来種対策、鳥獣管理等を実施し、適切な保護管理を図っている。 各世界遺産地域においては、管理計画に基づき、地域連絡会議及び科学委員会での議論を通じて地域の合意を図りながら、外来種対策、野生鳥獣管理、観光管理、河川再生、森林管理、気候変動対応等の諸課題に取り組んでおり、世界自然遺産の顕著で普遍的な価値(OUV)が保たれている。また、利用者対応のための普及啓発体制や子どもの自然体験活動の推進体制を強化することで、副次的に目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・環境省報道発表資料「令和5年度生物多様性保全推進交付金(生物多様性保全推進支援事業)の採択結果について」 		

施策名	目標 5-3 野生生物の保護・管理									担当部局名	自然環境局 野生生物課		
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。									政策評価実施予定期			政策評価実施時期
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。									政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定)												
測定指標	基準値 <small>基準年度</small>	目標値 <small>目標年度</small>	年度ごとの目標値 <small>年度ごとの実績値</small>								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	-	15% R12年度	-	-	-	-	-	-	-	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。	-		
2 絶滅回避率(絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合)	-	100% R5年度	-	-	-	100%	100%	100%	100%	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。	○		
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中央値 ニホンジカ311 万頭 イノシシ 127万頭 ※令和5年度 に算出	平成23年度 ニホンジカ155万頭、 イノシシ 64万頭	平成23年度 R10年度	-	-	-	シカ155万頭、 イノシシ60万頭	-	-	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。(なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。)	×		
4 奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畳日当たりの捕獲数)	-	0頭 R5年度	-	-	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マンガースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。	○		
5 ヒアリの定着地点数	-	0地点 R5年度	-	-	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。	○		

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠												達成		
6 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理	—	鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。												—		
7 侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。	—	外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。												—		
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 希少種保護対策費 (平成4年度)	1,2	152	(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業費 (平成26年度)	3	156	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—	—	—	—
(2) 國際希少野生動植物種流通管理対策費 (昭和61年度)	6	153	(6) アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費 (昭和57年度)	6	157	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(18) —	—	—	—	—	—
(3) 鳥獣保護管理対策費 (昭和46年度。一部平成10、14、21、24年度、令和5年度に開始・変更。)	3	154	(7) 外来生物対策費 (平成16年度)	4,5	158	(11) —	—	—	(15) —	—	—	(19) —	—	—	—	—	—
(4) 鳥獣感染症対策費 (平成17年度)	3	155	(8) 遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)	6	159	(12) —	—	—	(16) —	—	—	(20) —	—	—	—	—	—

	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
目標達成度 合意の 測定結果	(判断根拠)	<p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、令和5年度に新たに6種を追加指定した。 ・レッドリストについては、令和6年以降の第5次レッドリスト公表に向けた作業を進めている。 ・国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和6年2月までに指定された国内希少野生動植物種448種のうち、76種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動物園等と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 ・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでいるミヤコカナヘビやハカタスジマドジョウでは、飼育・繁殖の技術開発が進み、野生復帰の取組に向けた検討が進んでいる。 <p><鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めてきた結果、イノシシの推定個体数は減少している。ニホンジカの全国的な推定個体数は以前として高い水準となっていが、密度や個体数が減少した地域もある。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。 <p><遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来生物法に基づき、特定外来生物である159種類について飼養等の規制を行っている。特定外来生物防除等対策事業(交付金)により合計95事業に交付することで、責務規定を踏まえた地方公共団体の防除等に貢献した。また、特に生物多様性保全上重要な地域を中心で防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特にマンガースについては、奄美大島では令和2年度以降、捕獲のない状態が続いていることから、令和7年度末までの根絶確認に向けてモニタリング等を行っているところである。また、沖縄島北部地域においてはヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。 ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和5年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大坂港、令和4年10月の福山港及び令和5年11月の博多港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。 ・令和4年5月に成立した改正外来生物法が令和5年4月に全面施行され、ヒアリなど意図しない導入に関する対策の強化、アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備及び地方公共団体など各主体との防除の役割分担の明確化等により防除体制が強化された。本改正に基づき令和5年4月にヒアリ類について要緊急対処特定外来生物に指定し、令和5年6月1日にアメリカザリガニ及びアカミミガメについて、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡等を適用除外とする形で特定外来生物に指定した。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和5年度は19件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物等の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した(令和5年度は4件公表)。
評価結果		<p><絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存という目標は着実に進展しており、施策の方向性は妥当と考えている。その上で、環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価した種は3,772種となっており、引き続き目標値の達成に向けて指定効果等も踏まえ、適切に国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期的な取組が必要であることも多く、国内希少野生動植物種の新規指定と連動して保護増殖事業計画の新規策定を進めている。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化について、鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあり、目標に向けた施策の方向性は妥当と考えているが、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き、捕獲強化による生息頭数の減少に努めていく必要がある。 <p><遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物等の使用等については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で、その使用等を認めることとされており、引き続き、同法に基づき的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。 ・侵略的な外来生物への対策は着実に進んでおり、施策の方向性は妥当と考えているが、外来生物法に基づく規制や特定外来生物の防除により、生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もある。また、近年は世界的な物流の増加により特に非意図的に侵入する外来生物による影響が増加していることから、外来生物法の改正及び令和4年10月に公布された特定外来生物被害防止基本方針(以下、基本方針)を踏まえつつ、引き続き施策を継続することが必要である。

	<p>【施策】</p> <p>・絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護増殖による種の保存</p> <p>・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を適切に進めるとともに、保護増殖による種の保存を推進していく。</p> <p>・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化</p> <p>・イノシシについては個体数が順調に減少しているが、ニホンジカの個体数は依然として高い水準にあることから、令和10年度の半減目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p>・遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止</p> <p>・遺伝子組換え生物等による生態系への影響を防止するため、引き続き、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物等に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い(平成31年2月8日付局長通知)については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。</p> <p>・侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施し、引き続き、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、外来生物法の改正及び基本方針に基づき、国による効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の改定を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を行い、外来生物による被害の防止を推進していく。</p> <p>・条件付特定外来生物であるアカミミガメ及びアメリカザリガニについては、終生飼養等の適切な取扱いについての普及啓発を引き続き進めるとともに、特定外来生物防除等対策事業(交付金)により、地方公共団体による防除等の取組を支援していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。</p> <p>・新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。</p> <p>・奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畳日当たりの捕獲数)</p> <p>・平成8年度以降、2万頭以上を捕獲し、マングースの生息密度の減少・低密度化を実現した。マングースの生息は平成30年4月以降、一切確認されておらず、アマミノクロウサギ等の希少種の回復傾向が見られている。令和7年度末までには、奄美大島におけるマングース根絶を科学的に判断する必要があるため、根絶確率の算出等の手法の検討を令和4年度末までに完了したところである。その「根絶の科学的な判断」に必要であるため、探索犬やわな等により把握される本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p>・ヒアリの定着地点数</p> <p>・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p>・ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減</p> <p>・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあるが、依然として生態系等への被害が深刻であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 改正種の保存法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に關し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。 特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物の取扱いについても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。 特定鳥獣(ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・クマ類)の保護管理方針や、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定等に関して科学的な検討を行うため、それぞれの種ごとに保護及び管理に関する検討会を設置し、学識者の知見を活用した。 	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の把握や国内希少野生動植物種の新規指定・保護増殖により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。 ・生態系への被害をもたらすニホンジカ等の捕獲を通じた鳥獣の保護・管理により、目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。 ・遺伝子組換え生物対策及び外来種対策の推進により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。 <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッドリストの作成や希少種指定をすることで人々が自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつことに貢献し、地域住民や関係者と連携した希少種保全の取組を進めるとともに、気候変動による影響が懸念される国内希少野生動植物種について保護増殖事業を進めた。これらにより、目標11「住み続けられるまちづくり」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」と目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 ・遺伝子組換え生物等の適切な技術開発により、目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に貢献できた。 ・ヒアリを始めとする、健康被害を引き起こす侵略的外来種の対策推進により目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に、防除技術の開発により目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に、防除活動等における、市民を含む多様な主体の参画促進により目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-		

令和 5 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R5 - (23))

施策名	目標 5-4 動物の愛護・管理								担当部局名	自然環境局 総務課動物愛護管理室				
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。								政策評価実施予定期	(23)		政策評価実施時期	令和 6年 8月	
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めること並びに、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)								政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進				
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)													
測定指標	基準値 <small>基準年度</small>	目標値 <small>目標年度</small>	年度ごとの目標値 <small>年度ごとの実績値</small>							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成			
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
1 自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加(増加傾向維持)	61.80%	H30年度	增加傾向維持	R12年度	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。	○		
2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少(平成30年度比50%減となる2万頭)	38千頭	H30年度	20千頭	R12年度	-	-	-	-	-	-	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。	○		
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 動物の愛護及び管理事業(平成18年度)	1.2	160	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) -	-	-	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	令和4年度の自治体における犬及び猫の引取り数は5.3万頭で、平成30年度の9.2万頭より3.9万頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は1.2万頭で、平成30年度の3.8万頭から2.6万頭減少した。	
	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等	これまで、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき、令和12年度における殺処分数を2万頭(平成30年度比50%減)とすることを目標として施策を評価してきたが、本目標については令和3年度に達成された。不必要な殺処分を削減するためには、適正飼養推進にかかる普及啓発等による引取り数の減少、マイクロチップの装着等所有明示措置による返還率の向上、譲渡促進が重要である。相当程度進展が確認されているため、施策は達成すべき目標に寄与しており、引き続き施策を継続することが重要である。	
	次期目標等への反映の方向性 【施策】 【測定指標】	【施策】 返還率の向上や譲渡促進といった殺処分数の減少に寄与する施策を継続することで殺処分数の削減を図る。 【測定指標】 <自治体における犬及び猫の引取り数の減少> <令和12年度までに自治体における犬及び猫の殺処分を約2万頭(平成30年度比50%減)に引き下げる。> 指標は「基本指針」に沿って設定している。 なお、「引取り数の減少」よりも施策効果を著していると考えられることから、令和5年度事前評価より、マイクロチップの装着義務化や譲渡促進事業の効果を図る指標として「返還・譲渡率の増加」を設定した。	
学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。	SDGs目標との関係	【主な目標】 災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設としても活用される自治体の動物収容・譲渡施設の新改築等の事業の支援を通じて犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めることで、人と動物の共生する社会の実現を図り、目標11番「住み続けられるまちづくり」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 自治体や民間団体と連携して犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めることにより、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要		

令和 5 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R5 - (24))

施策名	目標 5-5 自然とのふれあいの推進									担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 総務課国民公園室 野生生物課			
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然资源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。									政策評価実施予定期			政策評価実施時期 令和 6年 8月	
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然资源である温泉の保護と適正な利用を図る。									政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)、生物多様性国家戦略2023-2030、観光ビジョン実現プログラム2019、骨太の方針2022、新資本主義戦略フォローアップ、観光立国推進計画													
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成			
			年度ごとの実績値											
1 自然公園の年間利用者数の推移(千人)※暦年	-	-	前年度実績値比1%増	-	R2年度 902,041	R3年度 559,888	R4年度 547,888	R5年度 689,655	R6年度 -	R7年度 -	R8年度 -	自然とのふれあいの機会を増加させるため、自然公園の年間利用者数を評価する。		
2 エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定数(括弧内は累計)	-	H20年度	(47)	R10年度	-	1(18)	1(19)	3(22)	4(26)	-	-	37	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。	
3 温泉の自噴湧出量(L/分)	651,265	S45年度	前年度の水準を維持	-	667,000	680,000	671,354	672,510	-	-	-	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。	○	
4 国民公園等年間利用者数(千人)	-	-	前年度実績値比1%増	-	16,697	3,936	4,883	9,520	-	-	-	旧皇室園地として日本の歴史・伝統に触れつつ、緑や庭園を手軽に楽しめる場を提供するため、国民公園等の年間利用者数を評価する。	○	
5 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	-	-	12	R5年度	-	12	12	12	12	12	12	12	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。	
6 国立公園訪日外国人利用者数	-	-	667万人	R7年度	-	-	-	-	667万人	-	-	政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているため。	-	

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。	SDGs目標との関係 【主な目標】 ・国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与するため、自然資源や景観の保全をしつつ、自然公園を自然ふれあいの場所として提供し、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図った。これらは、目標3番「すべての人に健康と福祉を」、14番「海の豊かさを守ろう」及び15番「陸の豊かさを守ろう」への達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 自然公園では、山や里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムの実施し、自然環境調査、外来生物駆除など、こどもパークレンジャーとしての仕事体験の機会を提供している。このことは、親も含めた目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調	

令和 5 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R5 - (25))

施策名	目標 5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)								担当部局名	自然環境局 国立公園課 野生生物課		
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。								政策評価実施予定期			政策評価実施時期 令和 6年 8月
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。								政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)											
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
			年度ごとの実績値									
1 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	458 H23年度	6,994 R7年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、元々令和2年度が目標年度であったが、コロナ禍の事情を踏まえ、令和7年度目標として、利用者数を震災以前の水準(6,994千人以上)にすることとしている。		
2 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	50 H30年度	50 R7年度	—	—	—	40	45	50	—	被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため設定した、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」(以下「トレイル」)を歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩くものの増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。 平成30年までは踏破認定の対象が一部の区間のみであったが、令和元年度の全線開通に伴い、全線踏破を対象とした新たな踏破認定制度を創設した。以降、コロナ禍の状況もあり認定証の年間発行数が減少したため、新たな制度創設及びコロナ禍前である平成30年度の数値を目標値として設定した。		
測定指標	基準 基準年度	目標 目標年度	施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
			施策の進捗状況(実績)									
3 イノシシの出現頻度(RAI)を前年度実績値以下とする。 RAI: 以下の計算式で定義される相対的密度指標。 RAI=イノシシ撮影頭数/カメラ稼働日 × 100	— —	イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し、被害軽減に寄与する生息状況を目指す。	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	帰還困難区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため、自動撮影カメラによるイノシシの出現頻度を測定指標とする。		

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書

(環境省 R5 - ⑯)

施策名	目標 5-7 國際観光資源の整備									担当部局名	自然環境局 総務課 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課			
施策の概要	美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。									政策評価実施予定期			政策評価実施時期	
達成すべき目標	2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標や、2023年3月に策定された「観光立国推進基本計画」に掲げる2025年までに訪日外国人利用者数を2019年水準超えにする目標と「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。									政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進			
施策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)													
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成	
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
1 国立公園訪日外国人利用者数	490万人 H27年度	667万人 R7年度	—	—	—	—	667万人	—	·政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを新たな目標として設定しているため。	—	—	—	—	
2 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数(累積)	— —	35拠点 R7年度	10拠点	20拠点	25拠点	30拠点	—	35拠点	—	·利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、目標値として設定した。	△	△	△	△
3 利用施設の多言語化	— —	40施設 R5年度	40施設	40施設	40施設	40施設	—	—	—	·国立公園・国定公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマートアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。令和6年度以降の目標値は令和5年度実績を見て検討する。	○	○	○	○
4 ビジターセンター等機能強化	— —	60施設 R5年度	60施設	60施設	60施設	60施設	—	—	—	·国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。 ·自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。令和6年度以降の目標値は令和5年度実績を見て検討する。	△	△	△	△
5 国立公園一括情報サイトの訪問回数等(接触媒体者数)	— —	117万 R7年度	117万	117万	117万	117万	117万	117万	—	·訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築(H31.2)し、当該サイトを通じて情報発信を行うとともに、各種海外メディア等により国立公園の認知向上に寄与する記事配信等を行っており、これらの情報発信に対するユーザーの閲覧状況を計る目標を定めたもの。	△	△	△	△
6 国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ数	— —	600 R5年度	—	—	500	600	—	—	—	自然体験活動促進計画、インターブリテーション計画等の計画に基づき自然体験コンテンツの整備が進むことにより、滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、国立公園における自然体験コンテンツガイドラインのフェーズ1を満たす自然体験コンテンツ数を目標として定める。	△	△	△	△

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業(令和元年度)	1,2	0256	(5) 京都御苑訪日外国人観光促進事業(令和2年度)	1	0268	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—
(2) 国立公園等多言語解説等整備事業((旧)国立公園多言語解説等整備事業)(平成30年度)	1,3	0297	(6) 国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業(令和3年度)	1, 6	0283	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(18) —	—	—
(3) 国立公園利用促進事業(令和元年度)	1,4	0259	(7) 京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業(令和3年度)	1	0282	(11) —	—	—	(15) —	—	—	(19) —	—	—
(4) 国立公園利用促進円滑化事業(令和元年度)	1,5	0260	(8) —	—	—	(12) —	—	—	(16) —	—	—	(20) —	—	—

目標達成度 合意の 測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	③相当程度進展あり 滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、国立公園一括情報サイトの訪問回数等について、令和5年度実績値は、目標値を大きく超えるペースで増加しており、受入環境整備が進展している。その他の取組についても目標値達成まで到達していないが、着実に実績が出ており、受入環境整備に貢献している。国立公園訪日外国人利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値が設定できなかったが、実績値が585万人と順調に回復を見せており、着実に実績が出ている。
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	多言語化や利用拠点の上質化などは、我が国ならではの特徴を有する国立公園の魅力を体感して質の高いツーリズムを提供するにあたって必要な受入環境を整備するものであり、「観光先進国」の実現に必要なものであることから、引き続き実施し、回復期に向けた取組を進めることが必要である。 さらに、今後の回復に向けて、国立公園一括情報サイト等を通じた国立公園の魅力の情報発信により、状況を踏まえながら誘客を行っていくことが必要である。

評価結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】 インバウンドの回復を受けて、2021年以降の訪日外国人利用者数の目標設定については、2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることとし、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献することとする。 【測定指標】 ＜国立公園訪日外国人利用者数＞ インバウンドの回復を受けて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、段階的な回復を目指す。 ＜滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数＞ 利用拠点の再生・上質化が進むことで魅力が向上し、来訪者の増加、滞在時間の増加が図られるため、引き続き、官民による国立公園利用拠点計画を作成し、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数の増加を図っていく。 ＜利用施設の多言語化＞ 令和5年度目標に対し、目標値を大きく超えて整備は進んでいるが、外国人観光客が情報収集を行う際のツールとして引き続きの整備が必要なことから、令和5年度までの取組状況を踏まえ、令和6年度以降の整備目標を設定して、取組を進める。 ＜ビジターセンター等機能強化＞ 国立公園利用の拠点となるビジターセンターの機能強化を図ることで、外国人観光客にわかりやすく国立公園の魅力を伝えることが可能となることから、令和5年度までの取組状況を踏まえ、令和6年度も令和5年度までと同程度の整備目標を設定して取組を進める。 ＜国立公園一括情報サイトの訪問回数等＞ 国立公園一括情報サイトについて、新型コロナウイルスによる影響を受ける前の数値を目標として、引き続き訪問回数等の段階的な回復を目指とする。 ＜国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業により造成等されたコンテンツ件数＞ 令和4年3月に「国立公園における自然体験コンテンツガイドライン」を作成し、同年後半以降、自然体験コンテンツの内容、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の3つの観点から、一定の基準をクリアしたコンテンツを計測することが可能となったことから、国立公園の目指す上質なツーリズムに貢献する質の高いコンテンツの指標として、「国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツ数」とする。
		【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。	SDGs目標との関係
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値	